

みえ木材利用方針（中間案）の策定について

1 策定の背景

- ・令和3年4月1日、「三重の木づかい条例」が施行された。
- ・本条例には、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために木材利用方針を定めることが規定されており、この規定により「みえ木材利用方針」を策定するものである。
- ・策定に当たっては、公共建築物等木材利用促進法に基づく現行の「みえ公共建築物等木材利用方針」の内容に、新たに本条例に定める事項を追加し、新たな方針として策定する。
- ・本方針は、公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用方針であるとともに、三重の木づかい条例に基づく方針にも位置付けられることとなる。

2 方針のポイントについて

(1) 木材利用を推進する分野

- ・県民一人一人が木材利用の意義を理解し、人生を豊かにしていくため、現行の方針で木材利用を推進している公共建築物に加え、事業者の社屋や店舗、個人住宅等の民間の建築物や、工作物や机、椅子等の家具、消耗品等、建築物以外の幅広い分野でも木材利用を推進する。

(2) 木材利用の推進に関する目標

- ・県は、率先して木材利用に取り組むこととし、県が整備する公共建築物について定量的な木材利用の目標を定めるとともに、民間における木材利用の目標を定める。
 - 県が整備する低層の公共建築物の木造化施設率 : 100%（毎年）
 - 県が整備する公共建築物の木質化施設率 : 100%（毎年）
- ※ 木造化施設率について、木造化が困難であるとされる施設については算定の対象外とする。
- ※ 利用方針施行以前に予算化された公共建築物については、木造化、木質化ともに算定の対象外とする。
 - 新たに木づかいに取り組む事業者数 : 80者（2028年度）

(3) 取組結果の議会への報告および公表

- ・令和4年度以降、県が整備する公共建築物における木材利用の目標の達成に向

けた取組内容とその達成状況等、当方針に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、公表を行う。

(4) 体制の整備

- ・木材利用の推進に関する施策を県の部局等の枠を超えて総合的かつ計画的に推進するための必要な体制として、三重県県産材利用推進本部を位置付ける。

3 方針策定に向けた今後の予定

令和3年6月	県議会6月定例会会議 常任委員会で中間案説明
7月	各部局と調整を行い、最終案作成
8月	三重県県産材利用推進本部で最終案協議
10月	みえ木材利用方針の施行